

# 産業高度化地域南部地域の区域の変更 (案)

平成20年3月

沖縄県

## 産業高度化地域 南部地域の区域の変更について

### 1. 産業高度化地域について

沖縄振興特別措置法第35条は、内閣総理大臣・経済産業大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、産業高度化事業を行なう企業の集積を促進することにより、製造業等の産業高度化が図られると見込まれる地域を産業高度化地域として指定することができる旨定めており、区域内において設備投資を行う製造業、産業高度化事業、電気事業者等は国税、地方税の課税の減免を受ける。

産業高度化事業…機械修理業、総合リース業、広告代理業、デザイン業、  
経営コンサルタント業、エンジニアリング業、自然科学研究所 等

### 【指定要件】

産業高度化事業を行なう企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られると見込まれる地域であり、以下の第一号及び第二号に掲げる地域からなる地域であって、経済的・社会的条件からみて一体として産業高度化事業の集積を図ることが相当と認められる地域であること。

#### 一 次に掲げる要件に該当する地域

- イ 産業高度化事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が存在すること。
- ロ 相当数の産業高度化事業を実施する企業が集積していること。
- 二 前号の地域の周辺の地域であって次に掲げる要件に該当するもの
  - イ 労働力の確保が容易であること。
  - ロ 工場用地その他の製造業等の用に供する土地の確保が容易であること。
  - ハ 製造業等の用に供する水の確保が可能であること。
- 二 輸送施設の整備が容易であること。

平成14年3月の制度創設（沖縄振興特別措置法成立）以降、平成14年7月に以下のとおり産業高度化地域の指定（官報公示）がなされ、以後、変更されていない。

名称	区域
中北部地域	石川市、具志川市、名護市、沖縄市、国頭郡金武町、中頭郡与那城町、中頭郡勝連町及び中頭郡読谷村
南部地域	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、中頭郡西原町及び島尻郡南風原町

石川市、具志川市、与那城町、勝連町は、平成17年4月に市町村合併し、うるま市になったため、南部地域の中城村の追加と併せて官報の改正を行う。

## 2. 区域の変更について

沖縄振興特別措置法 35 条 5 項では、内閣総理大臣・経済産業大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、産業高度化地域の区域を変更することができるとしている。その際、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関 の長に協議することとされている。

関係行政機関…警察庁、防衛省、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

## 3. 変更案

南部地域に中頭郡中城村を追加する。

### **【経緯】**

平成 14 年の地域指定以降、中城湾港新港地区の大規模整備のめどがつき中城村を含む中部地区の物流効率化が見込まれるようになったこと、また、沖縄電力株式会社が中城村内に吉の浦火力発電所を新設することを決定するなど、中城村についても産業高度化が図られると見込まれるようになり、既に産業高度化地域南部地域として指定を受けている周辺地域と併せて一体として産業高度化事業の集積を図ることが相当と認められることとなった。

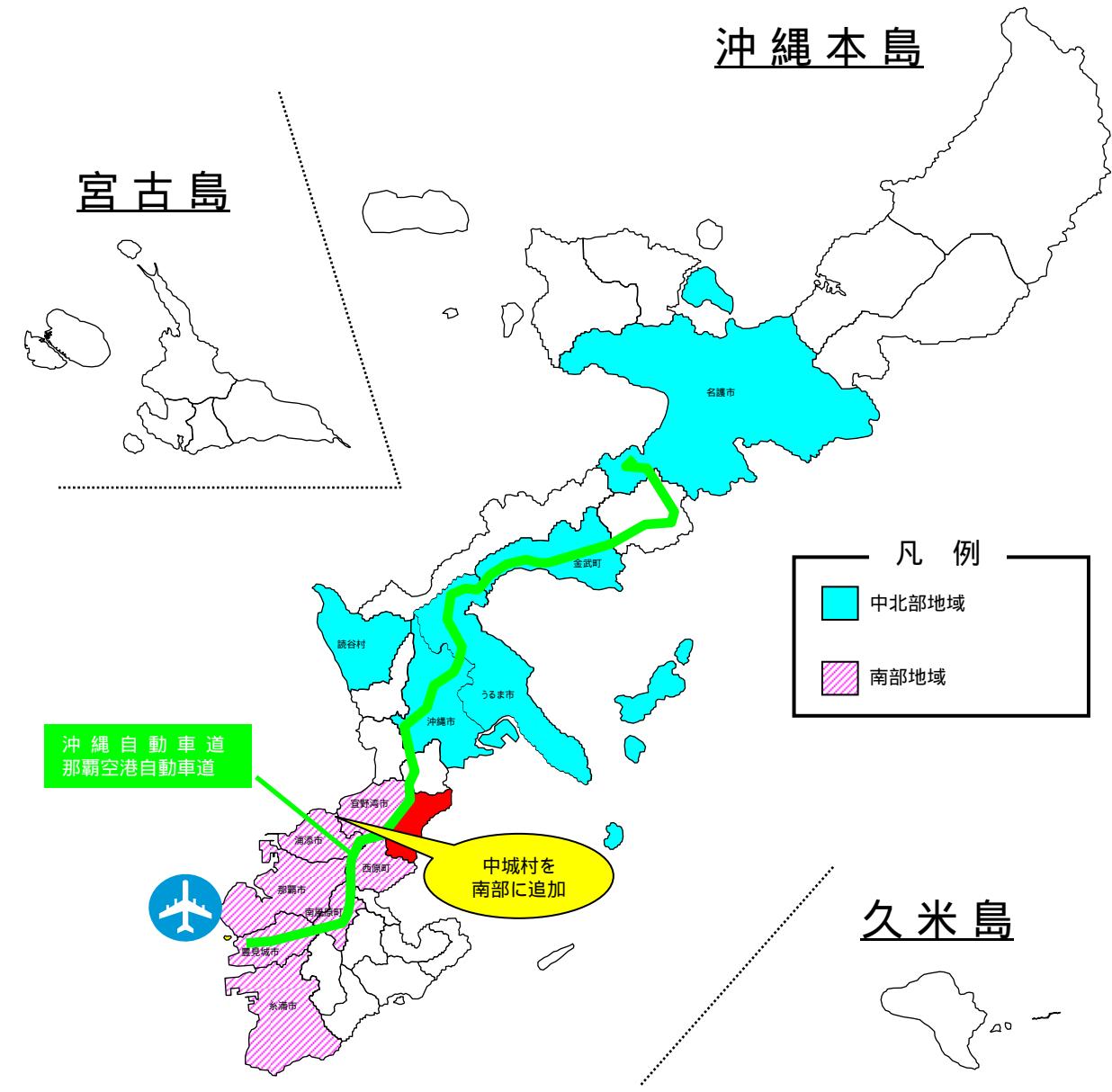
なお、中城村は、工業等用地の確保、雇用奨励金制度の創設及び企業誘致の取組を強化するための組織体制の整備等、産業高度化事業の集積を図るための取組を進めているところ。

# 平成19年度 産業高度化地域の区域変更（案）

3



石垣島



凡 例

中北部地域

南部地域

# 産業高度化地域

対象地域	沖縄の経済の自立的発展を図るために、雇用創出効果・他産業への波及効果が大きい業種振興とあわせて地域産業の高度化に資する業種の振興を総合的に推進することが特に必要と認められる地域で政令で定める要件を備えている地域(中北部地域5市町村、南部地域7市町)
対象業種	製造業、こん包業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、電気業、デザイン業、機械設計業等
国税	機械等 15%、建物等 8% 法人税額の 20%限度 繰越 4 年、限度額 20 億円 (特別償却との選択制)
	製造業等: 機械・装置、建物等 産業高度化業種: 機械・装置、器具・備品、建物等
	特別償却 機械等 34%、建物等 20%
地方税	地方交付税による減収補填措置 事業税・不動産取得税・固定資産税
	特別土地保有税・事業所税の非課税 特別土地保有税・事業所税
地域指定について	沖縄県知事の申請に基づき国が指定 (平成14年7月 現在12市町村を指定) 根拠法令: 沖縄振興特別措置法第35条

## 全 体 概 要

1 名 称	南 部 地 域
2 指定区域	<p>沖縄振興特別措置法施行令（以下、政令と省略）13条1号地域： 那覇市、浦添市</p> <p>政令13条2号地域： 宜野湾市、糸満市、豊見城市、西原町、南風原町</p>
	追加指定区域名：中城村（政令13条2号地域）
3 面 積	18,428 ha (うち中城村1,546 ha)
4 設定理由	<p>現在、沖縄振興特別措置法に基づく産業高度化地域に指定された南部地域は、那覇市・浦添市（政令1号地域）を中心とした5市2町で構成され、同区域では、製造業及び産業高度化事業を行う企業の立地を促進し、相互の有機的連携により製造業等の振興を図っている。</p> <p>沖縄の産業をとりまく状況は、前回の産業高度化地域指定（平成14年7月）以来、大きく変化した。</p> <p>まず、中城湾港新港について、平成4年に供用が開始された西埠頭に加えて、平成14年末から泡瀬の埋立て工事が開始されたことを受け、東埠頭の浚渫工事開始の目処がたった。同埠頭の完成により、追加的に1万8千トン1隻、5千トン6隻の計7隻の停泊が可能となり、沖縄県中部地区における大幅な物流の効率化が見込まれる。</p> <p>また、平成14年5月に沖縄電力が中部地域中城村に新たな吉の浦火力発電所の設置を公表、平成22年からの運用開始を予定している。これにより、周辺地域に、ガス関連業者、冷熱を利用した冷蔵倉庫業等を中心に企業の進出が見込まれる。ゆえに、南部地域に中城村を追加することにより、さらなる産業高度化の促進を図る。中城村については、平成11年に策定した村の都市計画において、北東沿岸部を産業・研究ゾーンとして高度利用を図る方針が示されており、当該地域指定制度の趣旨と合致する。</p>

## 産業高度化地域の指定要件に関する事項

指定対象：中城村

1 工業用地の確保	<p>中城村は、工場適地として予備登録されており、製造業等のための工業用地が確保されている。</p> <p>また、今後、都市計画の見直しにおいて、市街化区域への編入することにより、製造業等の用地を拡大していく予定である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工場適地名</th><th>市町村名</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中 城</td><td>中城村</td><td>3 5 . 1 ha</td></tr> </tbody> </table>			工場適地名	市町村名	面 積	中 城	中城村	3 5 . 1 ha			
工場適地名	市町村名	面 積										
中 城	中城村	3 5 . 1 ha										
2 労働力の確保	<p>宜野湾市、中城村を管轄する沖縄公共職業安定所管内における平成18年度の新規求職申込件数は33,854件であり、相当数の求職者を有している。</p> <p>また、同所における平成18年度の有効求人倍率は、0.31となっており、労働力が豊富である。</p>											
3 製造業等に供する水量の確保	<p>中城村は、配水計画においては中城湾港地区に属しており、計画給水量は日量6,200立法メートルで、十分な工業用水が確保されている。</p> <p>なお、沖縄県全域の計画給水量は、日量30,000立法メートルとなっている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給 水 先</th><th>計画給水量</th><th>取水量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中城湾地区</td><td>6 , 2 0 0</td><td>5 , 3 8 0</td></tr> <tr> <td>沖縄県全域</td><td>3 0 , 0 0 0</td><td>1 6 , 2 5 2</td></tr> </tbody> </table>			給 水 先	計画給水量	取水量	中城湾地区	6 , 2 0 0	5 , 3 8 0	沖縄県全域	3 0 , 0 0 0	1 6 , 2 5 2
給 水 先	計画給水量	取水量										
中城湾地区	6 , 2 0 0	5 , 3 8 0										
沖縄県全域	3 0 , 0 0 0	1 6 , 2 5 2										
4 主要道路及び港湾施設とのアクセス	<p>中城村は、国道329号に隣接するほか、沖縄自動車道北中城インターまで5キロメートルと近接し、中城湾港まで9キロメートル、那覇空港及び那覇港まで20キロメートルと県内主要道路及び港湾施設へのアクセスは良好である。</p>											

5 人材確保の可能性	<p>中城村及び南部地域内には、国立琉球大学をはじめ沖縄国際大学、沖縄大学、沖縄県立芸術大学、沖縄キリスト教学院、沖縄女子短期大学のほか、38校の専修学校、商業・工業高校15校があり、これらの教育機関からの人材供給が期待される。</p> <p>また、同地域内には、沖縄産業支援センター等、研修・研究施設が立地している。</p> <p>したがって、今後、産業高度化事業に従事しうる知識又は技術を有する人材の確保は可能である。</p>
6 地区の一体性	<p>(1)経済的社会的一体性</p> <p>中城村は、沖縄本島中南部に位置し、西側は宜野湾市、北側は北中城村、南側は西原町と隣接し中城湾港に面している。</p> <p>中城村と産業高度化地域に指定されている南部地域は、国道58号、国道329号、国道331号で結ばれ、これらの交通体系をもとに経済活動はもとより、通勤、通学、消費活動等、社会・生活面において一体性を有している。</p> <p>(2)製造業等集積地としての一体性</p> <p>中城村及び南部地域内の市町における製造業等に係る用地はそれ相応程度まとまって確保されており、製造業等の集積を図ることが可能である。</p> <p>同地域は、沖縄自動車道、国道、県道などの道路施設が整備され、中城湾港新港地区、那覇港、那覇空港と有機的な交通ネットワークを形成しており、国道58号、国道329号、国道321号及び県道で結ばれた面積18,554haの連接した地域であり、土地利用上一体として整備することが適当である。</p>
7 農林漁業構造の改善	<p>製造業等及び産業高度化事業の立地に伴い、就業機会の確保、所得水準の向上及び生活環境の整備による地域の振興を進めるとともに、農林漁業構造の改善を図る必要がある。</p> <p>このため、沖縄県及び地域内市町は、当該地域指定が地域内の農林漁業従事者の生産性の向上・経営規模の拡大等の妨げとならないよう配慮するとともに、農業従事者の転業等社会状況の変化に対応した農林漁業構造の改善（農林漁業生産基盤の整備、農地保有合理化の推進、農林漁業近代化のための施設整備）を促進することにも十分配慮していくことについている。</p>

8 公害防止、環境の保全、文化財の保護	<p>本県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候に位置し、島嶼性という地理的特性は島々に固有の動植物が生息するとともに、芸能及び工芸などの固有の伝統文化はかけがえのない資産であり、これらの自然環境の保全と伝統文化の保護育成を図らなければならない。</p> <p>このため、沖縄県及び地域内市町村は、産業の発展等に起因する公害により大気、騒音、水質等の生活環境、及び動植物の自然環境が破壊されるのを未然に防止するため、産業高度化地域への製造業及び産業高度化事業等の立地に当たっては、公害の防止等について、対策を講じ快適な生活環境の形成及び自然環境の保全に努める。</p> <p>具体的な工業の立地に当たっては、住居地域や良好な自然が存在する地域へ影響を及ぼすことのないよう適切な用地の選定を行い、工事及び供用時においても周辺地域へ影響が及ばないよう対策を講じる。また、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある工場団地の造成事業並びに工場又は事業場の建設の事業については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）または沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）に基づき、環境の保全について適切な配慮がなされるよう努める。</p> <p>現在建設中の沖縄電力吉の浦 LNG火力発電所については、建設に際し、平成16年1月に環境影響予備調査を開始し、平成18年7月に環境影響評価書の公告・縦覧を行っている。さらに、平成18年5月に中城村と建設工事に係る環境保全協定を締結するなど、環境の保全が図られているところである。</p> <p>また、製造業等の立地に伴う事業系一般廃棄物及び産業廃棄物について、排出抑制、減量化、リサイクル及び適正処理に向けた取り組みを推進する。</p>
---------------------	--

## 沖縄振興特別措置法（平成十四年三月三十一日法律第十四号）（抄）

### （定義）

**第三条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一～八（略）

**九 製造業等** 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

**十 産業高度化事業** 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産、販売若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

### （産業高度化地域の指定）

**第三十五条** 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、産業高度化事業を行う企業の集積を促進することにより、その地域における製造業等その他の事業を行う者の産業高度化が相当程度図られると見込まれる地域であって政令で定める要件を備えている地域を 産業高度化地域として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の指定をするに当たっては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地域について、既に工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場適地の調査等がなされているときは、その成果を参照しなければならない。

3 沖縄県知事は、第一項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、産業高度化地域を指定するときは、当該産業高度化地域の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、主務大臣は、産業高度化地域の区域の全部又は一部が第一項に規定する政令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、沖縄県知事の意見を聴き、かつ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、当該産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により主務大臣が産業高度化地域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

### （課税の特例）

**第三十六条** 産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

( 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 )

**第三十七条** 第十七条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、産業高度化地域の区域内において製造業等又は産業高度化事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

( 資金の確保等 )

**第三十八条** 国及び地方公共団体は、事業者が行う産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

( 施設等の整備 )

**第三十九条** 国及び地方公共団体は、産業高度化地域の区域内の製造業等又は産業高度化事業の振興を促進するために必要な共同流通業務施設（トラックターミナル、倉庫 又は荷さばき場であって、相当数の企業等に利用させるためのものをいう。）工場用地等（工場用地その他の製造業等又は産業高度化事業の用に供する土地を いう。）道路、港湾施設、工業用水道及び通信運輸施設並びに産業高度化地域の区域内の工場等（工場その他の製造業等又は産業高度化事業を行う事業場をいう。）に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行うための施設の整備の促進に努めるものとする。

( 農地法等による処分についての配慮 )

**第四十条** 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、産業高度化地域の区域内の土地を前条に規定する施設等の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該区域内の産業高度化が促進されるよう配慮するものとする。

( 主務大臣等 )

**第一百四条** この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 ~ 二 （略）

三 第三十五条第一項の規定による指定、同条第四項の規定による公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第四項の規定による公示、同条第六項の規定による指定の解除又は区域の変更、同条第七項において準用する同条第四項に規定する公示、第四十一条第一項及び第四十二条第一項の規定による指定、第四十二条第三項の規定による公示、同条第四項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項に規定する公示、同条第五項の規定による指定の解除又は区域の変更、同項において準用する同条第三項の規定による公示、第四十三条第一項の規定による認定、同条第二項の規定による協議、同条第三項の規定による認定の取消し、第四十四条第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による認定の取消しに関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣

四 ~ 六（略）

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年三月三十一日政令第百二号）（抄）

（産業高度化事業）

**第四条** 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。

- 一 機械修理業
- 二 総合リース業
- 三 産業用機械器具賃貸業
- 四 事務用機械器具賃貸業
- 五 広告代理業
- 六 デザイン業
- 七 機械設計業
- 八 経営コンサルタント業
- 九 エンジニアリング業
- 十 ディスプレイ業
- 十一 産業用設備洗浄業
- 十二 非破壊検査業
- 十三 自然科学研究所

（産業高度化地域の要件）

**第十三条** 法第三十五条第一項に規定する政令で定める要件は、第一号及び第二号に掲げる地域からなる地域であって、経済的・社会的条件からみて一体として産業高度化事業の集積を図ることが相当と認められる地域であることとする。

一 次に掲げる要件に該当する地域

- イ 産業高度化事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が存在すること。
  - 相当数の産業高度化事業を実施する企業が集積していること。
- 二 前号の地域の周辺の地域であって次に掲げる要件に該当するもの
  - イ 労働力の確保が容易であること。
    - 工場用地その他の製造業等の用に供する土地の確保が容易であること。
  - 八 製造業等の用に供する水の確保が可能であること。
  - 二 輸送施設の整備が容易であること。